

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 5 | 軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、軽自動車税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県鳥栖市長

公表日

令和7年4月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 軽自動車税賦課事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法に基づき 毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。具体的には、 ①窓口や軽自動車協会からの連絡による車両の新規登録や廃車などの異動登録 ②賦課期日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者への通知 ④金融機関や口座振替、コンビニ納付などの方法により徴収 ⑤申請に基づき軽自動車税の減免 |
| ③システムの名称 | 軽自動車税システム 中間サーバー 団体内統合利用番号連携サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 軽自動車税情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】 該当なし 【情報照会】 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民環境部 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 市民環境部 税務課 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 自 手 古 市 民 税 政 事 務 部 | |

| | |
|----------------|---|
| 連絡先 | 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 TEL0942-85-3588 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年1月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 紐付け誤り防止のため、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を踏まえて事務を行っている。 | |

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

不正な事務を防止するため、毎年事務担当者にe-ラーニングを受講させている。また、権限を持たない職員が特定個人情報の閲覧や編集ができないようアクセス制限を実施している。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------|---|---|------|-----------------|
| 令和1年6月21日 | 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第1第16項 並びに内閣府・総務省令第16条 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号、別表第2第27項 | 【情報提供】 該当なし | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | ①部署 | 市民福祉部 税務課 | 市民環境部 税務課 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | ②所属長の役職名 | 税務課長 平塚 俊範 | 税務課長 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | 請求先 | 市民福祉部 税務課 | 市民環境部 税務課 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | 連絡先 | 鳥栖市 市民福祉部 税務課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 | 鳥栖市 市民環境部 税務課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | 1. 対象人数 いつ時点の件数か | 平成27年1月31日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | 2. 取扱者数 いつ時点の件数か | 平成27年1月31日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年3月11日 | ②法令上の根拠 | 【情報提供】 該当なし | 【情報提供】 該当なし | 事後 | |
| 令和4年7月1日 | 1. 対象人数 いつ時点の件数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和4年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月1日 | 2. 取扱者数 いつ時点の件数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和4年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年4月18日 | 法令上の根拠 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項 | 事前 | |
| 令和7年4月18日 | ②法令上の根拠 | 【情報提供】 該当なし 【情報照会】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 | 【情報提供】 該当なし 【情報照会】 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 | 事前 | |
| 令和7年4月18日 | 1. 対象人数 いつ時点の件数か | 令和4年5月1日 | 令和7年1月1日 | 事前 | |
| 令和7年4月18日 | 2. 取扱者数 いつ時点の件数か | 令和4年5月1日 | 令和7年1月1日 | 事前 | |
| 令和7年4月18日 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 【○】委託しない | 【】委託しない | 事前 | 標準システム移行準備に伴う変更 |
| 令和7年4月18日 | 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事前 | 標準システム移行準備に伴う変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |